

J P T E C プロバイダー更新コース規程

第1条 本規程は一般社団法人 J P T E C 協議会定款施行規則第 6 条第 2 項に基づき J P T E C プロバイダー更新コース（以下「コース」という。）の実施に際し必要な事項を定める。

第2条 コースは座学、実技および実技達成度評価から構成する。

2 座学の学習内容は、次のとおりとする。

- (1) 外傷総論 外傷の疫学、J P T E C(ロード&ゴー)の概念、外傷システム
- (2) 観察処置総論 外傷傷病者の観察処置の流れ、デモンストレーションと解説
- (3) 観察処置各論 状況評価、初期評価、全身観察、局所観察、詳細観察、継続観察
- (4) J P T E C の変更内容

3 実技は、シナリオステーションにおいて、「全身観察終了までにロード&ゴーを根拠とともに宣言する」、「生命に関わる重症外傷について把握し、必要な処置を実施する」、「MIST を確実に医師に伝える」などの最低限度の到達目標を提示した学習内容とする。バックボードなどの資器材は使用しなくてもよい。

4 座学および実技の学習内容に付加することは妨げない。

5 座学の一部を J P T E C プロバイダーコース e-learning（以下「e-learning」という。）に置き換えることができる。

6 コースの総時間は 2 時間以上とする。座学の一部を e-learning とする場合の総時間は 1.5 時間以上とする。

第3条 コース運営担当者はコース開催の 2 週間以上前に受講者にプレテストを配付する。

2 プレテストは e-learning に置き換えることができる。

第4条 コースの全カリキュラムを修了し、実技の評価を終えた者を J P T E C プロバイダーに認定し、修了証を交付する。

第5条 実技達成度評価は、シナリオステーションにおいて評価表に基づき、評価を行う。

第6条 コースに指導者、コース運営担当者、コース担当責任医師およびコース世話人を置く。

- 2 指導者は、JPTECインストラクターまたはJPTECプレインストラクターでなければならない。
- 3 実技の各ブースに1名以上のJPTECインストラクターである指導者を置く。
- 4 4名の受講者に1名以上のJPTECインストラクターである指導者を置く。
- 5 コース運営担当者はコース運営全般を担当する。コース運営担当者は1名とし、JPTECインストラクターでなければならない。
- 6 コース担当責任医師は、コースでの医学的開催内容の責任者で、修了証および認定証に署名する。コース担当責任医師は1名とし、医師の資格を有するJPTECインストラクターでなければならない。
- 7 コース世話人は、コースの質を保証する。コース世話人は2名以上とし、指定地域組織の世話人でなければならない。コースの医学的な質を担保するため、医師の資格を有する世話人を1名以上置かなければならない。
- 8 コース運営担当者およびコース担当責任医師は、指導者を兼ねることができる。
- 9 コース世話人は、指導者を兼ねることができる。ただし、少なくとも1名のコース世話人は、コースの質を保証するため、指導者を兼ねることができない。
- 10 コース世話人は、コース運営担当者を兼ねることができる。
- 11 医師の資格を有するコース世話人は、コース担当責任医師を兼ねることができる。

第7条 コース世話人又はコース運営担当者は、コース開催日の原則30日前までに、JPTECコース開催申請書（様式1）により、コース世話人が所属する指定地域組織の代表および事務局長に申請しなければならない。

- 2 指定地域組織の代表は、申請のあったコースを指定地域組織の議決機関で

審議に付す。指定地域組織の代表は審議に際し疑義が生じたときはコース世話人に報告を求めることができる。

- 3 指定地域組織の代表は審議結果をコース世話人へ通知する。
- 4 コース世話人又はコース運営担当者は、コース開催日の原則30日後までに、JPTECコース開催結果報告書（様式2）により、コース世話人が所属する指定地域組織の代表および事務局長に結果を報告しなければならない。

附 則

本規程は、平成28年7月1日から施行する。